

## 【訂 正】

「令和3年度版 税務インデックス」（令和3年6月刊行）において下記の訂正・修正がありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

税務研究会出版局

### P77 4. 所得控除 雑損控除(2)文中

(誤) …合計所得金額が48万円以下の…

(正) …**総所得金額等**が48万円以下の…

合計所得金額（所法2①三十）ですと、純損失の繰越控除等の適用前の金額となってしまいますので、総所得金額等（総所得金額（所法22②、措法8の4③）、山林所得、退職所得）が正しいです。

### P214 延納の期間と利子税の表中

(誤)

(正)

| 不動産割合          | 対象       | 特例割合（年割合） |             |
|----------------|----------|-----------|-------------|
| 75%以上          | 不動産等     | 0.7%      | <b>0.4%</b> |
|                | 動産等      | 1.1%      | <b>0.7%</b> |
| 50%以上<br>75%未満 | 不動産等     | 0.7%      | <b>0.4%</b> |
|                | 動産等      | 1.1%      | <b>0.7%</b> |
| 50%未満          | 不動産等・動産等 | 1.2%      | <b>0.8%</b> |

### 上記表の※6

(誤) …財務大臣が告示する割合（令和3年は0.5%）に年1%の割合を…

(正) …財務大臣が告示する割合（令和3年は0.5%）に年**0.5%**の割合を…

P296 【個人住民税】 申告納税先と課税対象

(誤) ※所得金額が 35 万円以下である場合等…

(正) ※所得金額が 45 万円以下 (R2 以前は 35 万円以下) である場合等…

P298

(誤) ※ 4 従業者の数の算定は「従業者の数の算定」 291 頁を参照。

(正) ※ 4 従業者の数の算定は「従業者の数の算定」 299 頁を参照。

以上、お詫びして訂正いたします。